

## 第三者評価結果シート・コピー（児童心理治療施設）

|    |          |
|----|----------|
| 種別 | 児童心理治療施設 |
|----|----------|

### ①第三者評価機関名

|                         |
|-------------------------|
| 特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン |
|-------------------------|

### ②評価調査者研修修了番号

|          |
|----------|
| SK15192  |
| 1501C001 |
| 1401C029 |
|          |
|          |
|          |

### ③施設名等

|                  |   |
|------------------|---|
| 名称：              | あゆみの丘   |
| 施設長氏名：           | 白土 隆司   |
| 定員：              | 50名   |
| 所在地(都道府県)：       | 大阪府   |
| 所在地(市町村以下)：      | 貝塚市三ヶ山 138-2  |
| T E L：           | 072-447-1200  |
| U R L：           | <a href="http://hannan-fukushi.org/avumi/">http://hannan-fukushi.org/avumi/</a> |
| <b>【施設の概要】</b>   |   |
| 開設年月日            | 2002/4/1  |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： | 阪南福祉事業会   |
| 職員数 常勤職員：        | 37名   |
| 職員数 非常勤職員：       | 8名  |
| 専門職員の名称（ア）       | 社会福祉士   |
| 上記専門職員の人数：       | 1名  |
| 専門職員の名称（イ）       | 保育士   |
| 上記専門職員の人数：       | 9名  |
| 専門職員の名称（ウ）       | 臨床心理士   |
| 上記専門職員の人数：       | 5名  |
| 専門職員の名称（エ）       | 臨床発達心理士   |
| 上記専門職員の人数：       | 1名  |
| 専門職員の名称（オ）       | 栄養士   |
| 上記専門職員の人数：       | 1名  |
| 専門職員の名称（カ）       | 看護師   |
| 上記専門職員の人数：       | 2名  |
| 施設設備の概要（ア）居室数：   | 個室23室 2人部屋13室 3人部屋2室 ユニット4室   |
| 施設設備の概要（イ）設備等：   | 医務室 静養室 遊戯室 観察室 心理検査室 相談室 工作室   |
| 施設設備の概要（ウ）：      | 調理室 浴室 便所   |
| 施設設備の概要（エ）：      |   |

### ④理念・基本方針

|  |
|--|
| <p>あゆみの丘の治療・支援理念は以下のとおりである。</p> <p>私たちは、まず、一人ひとりの子どもが備えている、みずから「生きようとする力」、「強くなろうとする力」、「高まろうとする力」、「つながろうとする力」、「変わろうとする力」などを信じます。</p> <p>そして、そのような「力」が日々の生活にうまく活かされるよう、広く効果が確かめられている、いくつかの手段・手法を用いて、たゆまぬ働きかけを行います。</p> <p>すべてのスタッフがみな同じ気持ちになり、両親やきょうだい、また、あらゆるつながりのある人たちと共に、子どもに寄り添いながら、それぞれの“最善の利益”に合った目標をさだめ、その達成をめざし、着実に支援を重ねていきます。</p> |
|--|

### ⑤施設の特徴的な取組

あゆみの丘の福祉サービスの特徴的な取組みとしては、身体的・心理的・性的虐待等で心理的困難や苦しみを抱え日常生活に生きにくさを感じた、心理治療が必要な子供に対して、自立した「あたりまえの生活」をするための社会スキルを身に着けるトレーニングを実施していることである。

このトレーニングにおいては、全米最大の児童福祉団体として名声の高い「BOYS TOWN」が開発した182の社会スキルの予防的教育プログラム（コモンセンス・ペアレンティングプログラム、以下「CSP」という）を日本の制度に適合するように改良を加え、更にマーケティング及び統計的手法を駆使し、平成19年よりこれを本格導入している。

注）「BOYS TOWN」創設者のエドワード・ジョゼフ・フラナガン（通称：フラナガン神父）は、第二次世界大戦敗戦直後にGHQ 連合軍マッカーサー最高司令官の顧問として来日し、GHQ占領下で成立した児童福祉法（昭和22年）や赤い羽根共同募金運動の開始（昭和22年）等、今日の日本における社会福祉事業の制度設計に多大なる貢献をした人物として知られている。

あゆみの丘は、「BOYS TOWN」によって開発され、かつ欧米各国で実証されたこの予防的プログラムを職員に習得させるため及びその質の維持向上を図るため、当該団体のトレーニングスタッフを毎年春秋の2回、当該施設に招致し、職員研修を定期実施している。

現在、職員のほぼ全員が上級資格を含む当該プログラム認定資格者である。

注）子供に対する182項目の社会スキル教育を解説したテキスト版と「幼児編」と「学齢期編」に編集された合計3冊の日本語翻訳テキストを使用している（監修者：あゆみの丘副施設長）。

あゆみの丘は、さらに米国NPO法人「Committee for Children」によって開発された、暴力を介さず子供が加害者にならないよう問題解決を図ることを目的とする予防的プログラム（セカンドステッププログラム、以下「SSP」という）を併用することで、子供自らが、怒りや衝動をコントロールできるよう、対人関係における基礎的な問題解決能力を身に着けることに成功している。

あゆみの丘では、これらCSPとSSPの2つのプログラムを支柱として、子供に対する社会スキルトレーニングを実施しているが、特記すべきは、子供の学力向上（5教科）のために、CSP研修を受講した学習塾講師によって、きめの細かい配慮と行き届いた教育サービスが提供され、その学習環境が充実されていることである。

さらには、社会に出てからの子供のより良い暮らし実現のために、子供の家庭環境、性格、社会スキルの習熟度、心理治療、学力等を総合的に勘案し、対人関係が要求されるサービス産業への就職機会を担う普通高等学校進学その他、対人関係が不得意な子供には、技術系高等学校への就学支援や就業支援を目指す等、施設開設以来蓄積された検証結果と改善・見直しに裏付けられた出口戦略に基づき、充実したサポート体制を整えている。

### ⑥第三者評価の受審状況

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 評価実施期間（ア）契約日（開始日） | 2017/12/26 |
| 評価実施期間（イ）評価結果確定日  | 2018/3/29  |
| 受審回数              | 1回         |
| 前回の受審時期           | 平成 26年度    |

### ⑦総評

#### ◆施設概要等

あゆみの丘の経営母体である社会福祉法人阪南福祉事業会は、昭和8年に司法省より認可を受け少年保護事業を開始したことに遡る。昭和47年、平成17年の2度にわたり、天皇陛下から「御下賜金拝受」の栄誉を賜っている。

現在、当該社会福祉法人は、あゆみの丘の他に児童養護施設（2施設）、保育施設（4施設）を経営しており、あゆみの丘施設内には児童家庭支援センター岸和田が併設され、施設長及び副施設長がこれを兼務している。

あゆみの丘は、平成14年の施設開設以来、その経験とノウハウによるきめ細かな手厚い福祉サービスを人権享有主体である子供に提供している。

注）子ども人権条約（平成6年批准）及び改正児童福祉法（平28年）に子供の人権享有主体性が明記されている。

子供の家庭への再統合支援はもとより、子供が大人になって自立できるよう、社会に出てからの望ましい将来的ライフサイクルを見通した支援を行うとともに、育てられる側であった子供が親となり、今度は子供を育てる側になっていくという世代をつないで繰り返される虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切り、もって子どもが将来納税者として自立できるよう質の高い福祉サービスを提供し、わが国の「子供の最善の利益」を目指す社会的養護政策がより一層進展するための牽引を担っている。

#### ◆特に評価の高い点

##### ①「あたりまえの生活」の保障に向けた4つの重点項目

あゆみの丘では、施設開設以来蓄積された経験・ノウハウに基づき、以下の4つの重点項目を掲げ、入所児童が高校へ就学し、厳しい現実の実社会に出ても最低3年間就業出来る力・自立した家庭生活を身につける力のより一層の獲得機会を提供すべく、子供の「あたりまえの生活」の保障に向けた支援を実施している。

（1） 前もって適切な行動を教えること  
<182の社会スキルによる予防的教育法>

（2） 意図された承認をすること  
<効果的なほめ方>

（3） 問題を正し、自分をコントロールすること  
<代替行動の学びと定着>

（4） 学力向上  
<中堅技術高校への合格>

## ②PDCAによる福祉サービスの改善・見直しの実施

施設職員は、総じて職業人としての倫理感、士気が高く、毎日朝と昼に実施されるミーティングを通じてOJT（On-the-Job Training）が行われ、スーパービジョン体制を確立している。施設内コンピューターネットワークを活用し、入所児童に日々提供されている福祉サービスを関連法規、諸規定、マニュアル及び「自立支援計画」等に照らし合わせ、その進捗状況の把握、評価、改善を行い、組織全体として情報共有・水平展開を推進している。適宜「自立支援計画」を更新し、いわゆる福祉サービスのPDCAサイクルが機能している。

### ◆改善が求められる点

#### ①中長期事業計画の策定

平成24年に厚生労働省は、情緒障害児短期治療施設運営指針を規定したが、この運営指針が示す中長期事業計画は、社会福祉法人としては策定されていない。

しかしながら、あゆみの丘施設開設から15年目を迎えた平成28年度あゆみの丘事業計画では、生活支援業務を担当する職員からの提案を集約し、幹部職員を交えて検討した以下4つの中長期目標が示されており、実質的には、中長期事業計画の策定に向けた準備作業はほぼ完了していると評価できる。

1. 「大人が子供に適切にかかわる技術」についての啓発
2. 体験拡大・学力の向上と成功モデルのパッケージ化
3. リービングケア・アフターケアへの形づくり（ファミリーホームの開設に向けて）
4. トラウマに特化した診療治療の実施

単年度事業計画との関連性を踏まえた中長期事業計画を策定し、その対象範囲を地域社会へのさらなる貢献へと広げ、確実に周知・実行されることが求められる。

特に、（1）大人が子供に適切にかかわる技術（2）成功モデルのパッケージ化の中長期事業計画策定にあたっては、子供が大人への成長過程であることから、子供の自己決定権にはとりわけ配慮し、いわゆるパターンリズムと子供の自己決定権との法的課題に踏み込んだ内容を期待する。憲法、子供人権条約、児童福祉法、児童虐待防止法、国内児童虐待事例研究、同判例研究等の法的観点から日々施設内で運用されているCSP及びSSPとの関連性を浮き彫りにし、あゆみの丘独自の成功モデルのパッケージ化として整備されることを期待する。

注）パターンリズムとは、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益だとして、本人の意思を問わずに介入、干渉、支援することをいう。

#### ②子どもや保護者等に対する事業計画の周知・理解の促進

子どもや保護者等に対する事業計画の周知・理解を促すべく事業計画の主な内容を分かりやすく説明し、且つ配布、掲示等に努めることが求められる。

#### ③福祉人材の確保・育成計画の整備

中長期計画に基づく、人材の確保・育成方針の確立と実施が求められる。

#### ④人事管理体制の整備

客観的人事考課基準の作成とこれに基づく、職員の専門性や職務遂行能力に応じた成果・貢献度を評価、分析する仕組みの構築が求められる。

#### ⑤地域との交流・地域貢献

子どもとの地域との交流を広げるための取組やボランティア等の受入れに対する体制の確立が求められる。

#### ⑥被措置児童等の届出・通知制度に関する対応整備

被措置児童等の届出・通知制度に関する対応マニュアルの整備・子ども等への周知・研修会の実施による、一層の対応整備が求められる。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審で得られた最大の果実は、当施設の「強み」と「弱み」を、より具体的に意識化できたことだと思っており、感謝しています。法人はじめ全職員が、この評価結果の真の意味を読み取り、“いま、我々がなすべきこと”を共有し、実行しているよう努めたいと考えています。

前回の受審で改善すべき事項として挙げられていたにもかかわらず、今回重ねて指摘されたものがいくつかあります。なかでも中長期計画の策定を先送りしてきたことは、たいへん遺憾で、これに関しては、次年度の最優先課題として、法人をあげ急ピッチで作業を進めていきたいと考えています。

## ⑥第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童心理治療施設）

### 共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。  | 第三者<br>評価結果 |
| ① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。  | a           |
| 【コメント】   |             |
| ホームページ等の媒体や事業計画で「子どもの最善の利益」が明記されている。媒体を通じて又は説明において子どもや保護者等への周知が図られ、職員においては事業計画や職員会議での「倫理綱領」の唱和により、周知されている。 |             |

#### 2 経営状況の把握

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。  | 第三者<br>評価結果 |
| ① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。  | a           |
| 【コメント】   |             |
| 社会福祉事業全体の動向、地域の各種福祉計画の策定動向とその内容、子どもに関する各種データ等の把握・分析は単年度事業計画に的確に謳われている。<br>毎月の入所調整会議（大阪府下児童心理治療施設と児童相談所との会議）で、入所児童状況、入所可能児童の情報交換を実施することで、施設経営環境・経営状況は的確に把握・分析されている。 |             |
| ② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。  | a           |
| 【コメント】   |             |
| 安定した人員体制を確保するための実施状況や中長期計画の策定準備等の経営課題に関しては、28年度事業計画において記載されており、職員に周知されている。   |             |

#### 3 事業計画の策定

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  | 第三者<br>評価結果 |
| ① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。  | c           |
| 【コメント】   |             |
| 中長期計画は、社会福祉法人としての決議事項に至っていないものの、28年度事業計画の中で理念・基本方針の実現に向けた目標が明確になっており、具体的な内容になっている。               |             |
| ② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。   | b           |
| 【コメント】   |             |
| 単年度事業計画は、実行可能な具体的内容となっており、数値目標の設定は一部実施されている。   |             |
| (2) 事業計画が適切に策定されている。   |             |
| ① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。  | a           |
| 【コメント】   |             |
| 単年度事業計画は、生活支援業務を担当する職員からの提案を集約し、幹部職員を交えて検討され、施設長により原案が作成されている。<br>上半期・下半期の年2回、事業計画の評価・見直しを行っている。 |             |

|                             |                                 |   |
|-----------------------------|---------------------------------|---|
| ②                           | 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | c |
| 【コメント】                      |                                 |   |
| 子どもや保護者等への事業計画の周知は今後の課題である。 |                                 |   |

#### 4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

|  |   |             |
|--|---|-------------|
| (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。   |   | 第三者<br>評価結果 |
| ①  | 8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。            | a           |
| 【コメント】   |   |             |
| 毎朝の職員ミーティングで、女子棟・男子棟毎の具体事例を基礎とするフィードバック、ロールプレイといったOJTが行われ、PDCAサイクルに基づく治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                             |   |             |
| ②  | 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b           |
| 【コメント】   |   |             |
| 課題改善に向けた取組みを実施するために評価結果の文書化と職員間での共有化が行われ必要に応じて改善の見直しを行っている。<br>中長期事業計画が策定されていないため、評価結果に基づく改善の取り組みを計画的に行う仕組みはできておらず、計画的実施は今後の課題である。 |   |             |

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

|  |                                     |             |
|--|-------------------------------------|-------------|
| (1) 施設長の責任が明確にされている。   |                                     | 第三者<br>評価結果 |
| ①  | 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a           |
| 【コメント】   |                                     |             |
| 施設長は、自らの役割と責任を運営管理規定、事業計画、毎月の職員会議等において表明し、職員に対してその理解を図っている   |                                     |             |
| ②  | 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。     | a           |
| 【コメント】   |                                     |             |
| 施設長は、施設経営に係る法令等を十分に理解しており、児童福祉関係はもとより経営に関する研修・勉強会に積極的に参加している。職員に対しては、遵守すべき関連法規・通達等を必要に応じ適宜文書により伝達している。                                 |                                     |             |
| (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。   |                                     |             |
| ①  | 12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 | a           |
| 【コメント】   |                                     |             |
| 施設長は、治療・支援の向上のために、施設内コンピューターネットワークを活用し、日々の治療・支援記録を把握しており、必要に応じ指摘・指示が行える環境を整えている。<br>フィードバック、スーパービジョン等が確実に実施されるよう、全職員のスケジュール一覧表で管理している。 |                                     |             |

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| ② | 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
|---|-----------------------------------|---|

【コメント】

施設長は、ミーティング（職員会議、主任会議等）を通じ、施設運営や業務の実効性の向上のための意識形成に努め、指導力を発揮している。

## 2 福祉人材の確保・育成

|                                   |   |             |
|-----------------------------------|---|-------------|
| (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 |   | 第三者<br>評価結果 |
| ①                                 | 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b           |

【コメント】

人材確保は、施設単体ではなく福祉法人全体として行っており、中長期計画が策定されていないため、計画に基づく人材の確保・育成の方針の確立と実施は今後の課題である。  
採用活動としては福祉人材フェアに積極的に参加し、また実習生を中心としたインターンシップを活用し、優秀な人材の確保に努めている。

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| ② | 15 総合的な人事管理が行われている。 | b |
|---|---------------------|---|

【コメント】

客観的人事考課基準が明確に定められておらず、成果や貢献度の評価や処遇改善の取り組み構築は社会福祉法人としての今後の課題である。

|                        |                                       |   |
|------------------------|---------------------------------------|---|
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 |                                       |   |
| ①                      | 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | b |

【コメント】

職員の希望の聴取等をもととした総合的な福利厚生は実施していないが、職員には有給休暇・育児休暇取得の積極的取得を勧めており、働きやすい職場づくりに取り組んでいるといえる。職員の就業状況に関しては、勤怠管理、時間外労働等の労務データを電子化し、一覧で状況把握がされている。

|                            |                            |   |
|----------------------------|----------------------------|---|
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 |                            |   |
| ①                          | 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a |

【コメント】

職員一人ひとりの年間目標が明確にされ、適切なものとなっており、その進捗状況を確認するための定期面接を実施している。

|   |  |   |
|---|--|---|
| ② | 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a |
|---|--|---|

【コメント】

策定された教育・研修計画に基づき、教育・研修が実施されており、期待する職員像という文言表記はないものの、期待する職員像は事業計画に明示されている。

|   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| ③ | 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | a |
|---|------------------------------|---|

【コメント】

職員全体の外部研修は28年度において、年間66回実施されており、職員一人ひとりの教育・研修の機会が十分確保されている。

|   |   |   |
|---|---|---|
| (4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  |   |   |
| ①   | 20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a |
| 【コメント】<br>実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成は、事業計画、マニュアル等に基本姿勢が明文化され、適切に行われている。実習生等の受け入れは、28年度実績では、5大学と1専門学校の計6校、8名であった。また、他の施設や団体からの来所による研修は、沖縄県家庭裁判所を含む計3法人、4施設、16名であった。 |   |   |

### 3 運営の透明性の確保

|   |                                     |             |
|---|-------------------------------------|-------------|
| (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。  |                                     | 第三者<br>評価結果 |
| ①   | 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。       | a           |
| 【コメント】<br>ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開される等、運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。地域に向けては、「児童家庭センター岸和田」と施設が協働して、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物等の閲覧、問い合わせ、配布等の対応をしている。 |                                     |             |
| ②   | 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | b           |
| 【コメント】<br>弁護士等専門家の助言に基づき、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。社会福祉法人としての外部監査を実施している。   |                                     |             |

### 4 地域との交流、地域貢献

|  |   |             |
|--|---|-------------|
| (1) 地域との関係が適切に確保されている。   |   | 第三者<br>評価結果 |
| ①  | 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。             | c           |
| 【コメント】<br>個々の子どもの特徴等を考慮し、最大限地域交流できるよう努めているが、子どもと地域との交流を広げるための取組は今後の課題である。          |   |             |
| ②  | 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。    | c           |
| 【コメント】<br>スポーツ活動等のボランティア受け入れにおいては、外部人材を活用しているものの、ボランティアの受け入れに関する体制を確立するまでには至っていない。 |   |             |
| (2) 関係機関との連携が確保されている。  |   |             |
| ①  | 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a           |
| 【コメント】<br>児童相談所等、関係諸機関等との定期的な連絡情報交換を行っている。   |   |             |

|   |                                   |             |
|---|-----------------------------------|-------------|
| (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。  |                                   | 第三者<br>評価結果 |
| ①   | 26 施設が有する機能を地域に還元している。            | a           |
| 【コメント】<br>施設内に併設されている「児童家庭支援センター岸和田」と協働連携し、民生委員の研修・見学等の受入れや専門性を生かした相談支援業務等の支援活動を行っている。  |                                   |             |
| ②   | 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | a           |
| 【コメント】<br>施設内に併設されている「児童家庭支援センター岸和田」と協働連携し、地域の福祉ニーズの把握、地域住民に対する相談事業（電話相談を含む）を実施しており、更にCSPプログラムの積極的情報発信など、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献事業活動を実施している。 |                                   |             |

### Ⅲ 適切な治療・支援の実施

#### 1 子ども本位の治療・支援

|  |   |             |
|--|---|-------------|
| (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。  |   | 第三者<br>評価結果 |
| ①  | 28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a           |
| 【コメント】<br>子どもの人権に配慮し体罰・叱責等を防ぐためのCSP・SSPプログラムを実施している。<br>子どもへの個別指導が必要な場合は、児童相談所と連携し子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 |   |             |
| ②  | 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した治療・支援の実施が行われている。  | a           |
| 【コメント】<br>職員は、日々子どもへの治療・支援の中で子供のプライバシー保護等の人権擁護について周知しており、これに配慮した治療・支援の実施が行われている。   |   |             |
| (2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。   |   |             |
| ①  | 30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。   | a           |
| 【コメント】<br>子どもや保護者等に対して、施設入所前に綿密なアセスメントと説明、見学を通じ治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。  |   |             |
| ②  | 31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。    | a           |
| 【コメント】<br>子どもや保護者等に対して、施設入所前に綿密なアセスメントと説明、見学を通じ治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。  |   |             |



|   |                     |
|---|---------------------|
| <p>③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>子どもの治療・支援の過程においては、毎月子どもや保護者等との面接を実施し、支援内容・目標等についてわかりやすく説明をしている。</p>             |                     |
| <p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>   | <p>第三者<br/>評価結果</p> |
| <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>子どもの満足に関する調査等、子どもの満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>                               |                     |
| <p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>   |                     |
| <p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>苦情解決の仕組みは確立しており、周知・機能している。</p>  |                     |
| <p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>権利ノート、リーフレット等で子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>                            |                     |
| <p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>   | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>意見箱の設置等子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速な対応は今後の課題である。</p>                                 |                     |
| <p>(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>   | <p>第三者<br/>評価結果</p> |
| <p>① 37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>リスクマネジメント委員会を設置し、毎月ヒヤリハット事案の収集を行っている。<br/>事故発生時の対応・安全確保について責任、手順を職員に周知している。</p> |                     |
| <p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>  | <p>a</p>            |
| <p>【コメント】<br/>感染症対策については、看護師による適切な感染症対策を実施している。</p>   |                     |

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| ③ | 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | b |
|---|-------------------------------------|---|

【コメント】

備蓄に関しては未整備であるものの、取組の実施に向け検討中である。

## 2 治療・支援の質の確保

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。 | 第三者<br>評価結果 |
|----------------------------|-------------|

|   |  |   |
|---|--|---|
| ① | 40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。 | a |
|---|--|---|

【コメント】

CSP等の標準的な実施方法に関する文書化、治療・支援についての職員に周知徹底するための方策、標準的な実施方法にもとづく確認システムが確立しており、実施されている。

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| ② | 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a |
|---|----------------------------------|---|

【コメント】

CSP等の標準的な実施方法に関する見直しにあたり、職員や子ども等からの意見・提案が反映される仕組みがあり、今後一層の見直しや改善をすすめることが望まれる。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。 |  |
|---------------------------------|--|

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| ① | 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 | a |
|---|-------------------------------------|---|

【コメント】

適切なアセスメントシートによる自立支援計画が策定されており、定期的なアセスメント、治療計画の見直しを実施している。

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| ② | 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 | a |
|---|-----------------------------|---|

【コメント】

適切なアセスメントシートによる自立支援計画が策定されており、定期的なアセスメント、治療計画の見直しを実施している。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。 |  |
|----------------------------|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| ① | 44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | a |
|---|--|---|

【コメント】

電子データ化により、子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

|   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| ②   | 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a |
| 【コメント】  |                           |   |
| 子どもに関する記録の個人情報についてはサーバーにより一元管理されており管理体制が確立している。 |                           |   |

□

内容評価基準（42項目）A-1 子ども本位の治療・支援

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮  | 第三者<br>評価結果 |
| ①  | a           |
| A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。   |             |
| 【コメント】   |             |
| 社会的養護の意義は、施設理念・方針の中に明文化され、職員はそれらに基づき効果が確立した「CSP」「SSP」プログラムに沿って、子どもの安全・安心のため治療・支援に一貫した姿勢で臨んでいる。   |             |
| ②  | a           |
| A2 子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるように、事前に分かりやすく説明し支援している。  |             |
| 【コメント】   |             |
| 職員は、治療的支援に対する子どもの主体的選択・保留の重要性を認識しており、治療的支援の内容・方法を子どもにわかりやすく説明し、子どもの主体的選択・保留の余地を残している。  |             |
| ③  | a           |
| A3 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。   |             |
| 【コメント】   |             |
| 子どもの年齢・精神状態・治療進展状況を総合的に判断し、ライフストーリーワークを通じ出生や生い立ち、家族状況を適切に知らせている。子どもには、個人情報の重要性について、その発達段階に応じ十分説明がなされている。   |             |
| ④  | a           |
| A4 子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。   |             |
| 【コメント】   |             |
| 子どもへの行動制限については、入所時に「あゆみの丘せいかつのしおり」を使用し具体例を示し、わかりやすく説明している。また、その対応方法についても職員は周知している。自傷他害の危険性がある子供の場合には、日常生活の中で、適宜わかりやすく説明し、且つ緊急性としての子どもの静養室使用やホールディング等に関する安全な方法での介入可能性があることを十分説明している |             |
| (2) 権利についての説明  |             |
| ①  | a           |
| A5 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。   |             |
| 【コメント】   |             |
| 子どもの権利については、入所時の「あゆみの丘せいかつのしおり」の中で、子供人権条約で明記された子供の意見表明権の所在がわかりやすく記載されており、職員は、入所にあたっての説明はもとより、適宜わかりやすく子どもに説明している。   |             |

|  |   |
|--|---|
| (3) 他者の尊重  |   |
| ① A6 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。   | a |
| 【コメント】<br>施設開設以来16年連続で、情緒障害児短期治療施設間の野球大会である「近畿少年交流野球大会」に出場し、平成29年度には優勝を果たしている。この野球大会の参加等のスポーツ活動を通じ、多くの人たちとのふれあいの機会が生まれ、子供の他者へのこころづかいや、他者の立場に配慮する心の醸成を支援している。 |   |
| (4) 被措置児童等虐待対応   |   |
| ① A7 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。   | a |
| 【コメント】<br>就業規則等に体罰等の禁止規定が整備されておりCPS等のトレーニングプログラムの実践により、被措置児童等虐待対応が確保されている。   |   |
| ② A8 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。  | a |
| 【コメント】<br>職員の子どもへの関与は全て文書化し記録され、職員相互間で閲覧できる状態にあることから、子どもに対する職員の不適切なかかわりは抑止されている。   |   |
| ③ A9 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。   | c |
| 【コメント】<br>リーフレット等で被措置児童等虐待の届出・通知を周知している。   |   |
| (5) 思想や信教の自由の保障  |   |
| ① A10 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。  | a |
| 【コメント】<br>子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。  |   |
| (6) こどもの意向や主体性への配慮   |   |
| ① A11 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。   | a |
| 【コメント】<br>スポーツクラブや塾活動を通じて子供の自主性を養うと共に、子供会議の開催の中で、子供の生活改善に叶うよう子供の意見表明権を保障し、生活全般にわたる要望を受け付けている。  |   |
| (7) 主体性、自律性を尊重した日常生活   |   |
| ① A12 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。  | a |
| 【コメント】<br>28年度より、子供が主体的に行事の企画運営に係ることができるよう、クリスマス会等の子供行事を子供の目線で見直し、子供の意見を反映させている。   |   |

|   |   |
|---|---|
| ② A13 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身に付くよう支援している。   | a |
| <p>【コメント】</p> <p>28年度より、提供している子供の自力外出プログラムにおいて、子供の発達段階に応じた金銭管理等の生活技術が身に付くよう支援している。</p>  |   |
| <p>(8) 継続性とアフターケア</p>   |   |
| ① A14 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見通した見立てを行い、支援している。   | b |
| <p>【コメント】</p> <p>入所児童のみならず、退所した児童についても児童相談所等関係諸機関と連絡をとりながら、施設内に併設されている「児童家庭支援センター岸和田」と適時アフターフォローのできる施設内体制を構築し支援している。</p>        |   |
| ② A15 家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるように支援を行っている。   | a |
| <p>【コメント】</p> <p>退所前にはカンファレンスを実施し、退所後にも相談が受けられることを、わかりやすく子供、保護者等に伝えるとともに、施設内に併設されている「児童家庭支援センター岸和田」と適時アフターフォローのできる支援を行っている。</p> |   |
| ③ A16 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。  | a |
| <p>【コメント】</p> <p>通所機能は有していないが、退所後の子供の安定した生活を送ることができるように、「児童家庭支援センター岸和田」、関連諸機関と連携した最善の支援ができることを子供に伝え、支援を行っている。</p>               |   |

## A-2 治療・支援

|  |                              |
|--|------------------------------|
| <p>(1) 治療</p> <p>① A17 心理治療は、自立支援計画に基づき 子どもの課題の解決に向けた心理治療の方針を策定している。</p>                           | <p>第三者<br/>評価結果</p> <p>a</p> |
| <p>【コメント】</p> <p>心理治療については子どもの課題に適合するよう常に心がけており、子供の自己決定権を尊重するため、より一層の改善を検討中である。</p>                |                              |
| ② A18 子どもに対して適切な心理治療を行っている。  | a                            |
| <p>【コメント】</p> <p>28年度より個々の子どもだけでなく、グループセラピーをも実施しており、適切な心理治療の実施に際してはインフォームドコンセント（説明と同意）を履行している。</p> |                              |

|  |   |
|--|---|
| <p>③ A19 カンファレンスを必要に応じて実施している。</p>   | a |
| <p>【コメント】<br/>毎週金曜日にカンファレンスを開催し、全ての子どもを対象としている。</p>  |   |
| <p>④ A20 医師による精神科的な治療が必要な子どもに対する適切な治療を実施している。</p>  | a |
| <p>【コメント】<br/>非常勤・嘱託精神科医3名による強化体制で、子どもに対する適切な治療を実施している。</p>  |   |
| <p>(2) 生活の中での支援</p>  |   |
| <p>① A21 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題を考慮した支援を行っている。</p>  | a |
| <p>【コメント】<br/>福祉サービス提供に必須となる子どもと職員間の信頼関係構築のために、職員にトラウマインフォームドケア研修を受講させる等、子供の心理をより深く理解する機会を提供している。</p>  |   |
| <p>② A22 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</p>  | a |
| <p>【コメント】<br/>近隣のコンビニエンスストア等買い物に行く外出の機会を与え、買い物という行為を通して社会的ルールを習得する機会を設けている。さらに子ども会議において、施設生活・社会生活の規範等守るべきルールや約束ごとを伝え、協調性の大切さをよりよく理解できるように努めている。</p>  |   |
| <p>③ A23 多くの生活体験を積む中で、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。</p>  | a |
| <p>【コメント】<br/>野球大会や卓球クラブといったスポーツの中で、規範順守を意識することを学び、スポーツ活動での自らの失敗経験を、ネガティブではなく成功のための失敗という前向きな「糧」に出来るよう子どもを励まし、時には子どもに寄り添い、子どもの問題解決能力の形成に支援している。</p>   |   |
| <p>(3) 食生活</p>   |   |
| <p>① A24 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。</p>   | a |
| <p>【コメント】<br/>子ども同士と一緒に仲良く楽しく食事を食べられるように、季節に合わせたおいしいメニューを作成するなどの工夫をこらしている。定期的に子どもの嗜好調査を実施し、栄養摂取量を把握して子どもの嗜好に合った献立として反映させている。<br/>月に一度、全テーブルで子どもの配置換えを行っている。</p>  |   |
| <p>② A25 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。</p>   | a |
| <p>【コメント】<br/>食事マナーが身に付いていない子ども、ドレスニング等の適切な取り扱いが出来ない子ども等課題のある子どもには、丁寧な説明とともにその発達段階に応じ食習慣の意識が芽生え、体得出来るよう支援している。<br/>配膳の手伝いが可能な子どもには適宜配膳の仕方を教え、食育の一環として、「いただきます」や「ごちそうさまでした」という言葉の意味がわかるように、説明し、且つ掲示物として食堂に張るなどの対応をしている。</p> |   |

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <p>(4) 衣生活</p>   | <p>① A26 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。</p>                          | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。</p>   |  |          |
|  | <p>② A27 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>                | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>子どもが定期的に自分で服を買うことができる機会を提供している。</p>  |  |          |
| <p>(5) 住生活</p>   | <p>① A28 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。</p>                  | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>子どもの年齢、発達状況、特性に合わせて、出来る限り個室化するなどの配慮をしている。施設の改修や日常的な清掃で、子どもの保険衛生のための維持とその向上に努めている。</p>  |  |          |
|  | <p>② A29 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。</p>                 | <p>b</p> |
| <p>【コメント】<br/>居室等の戸締り、施錠の習慣を身に付ける支援は実施していないが、その代替として、子供に自立的生活習慣が定着するよう、ユニットケアを導入している。</p>  |  |          |
| <p>(6) 健康と安全</p>   | <p>① A30 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>        | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>日々の洗面・歯磨き・手洗い・入浴時の清潔保全やインフルエンザ等の流感（流行性感冒）に対する注意喚起、交通事故防止のための交通ルールや火災や地震時の緊急対応について、子どもの発達段階に応じた教えを行い、身体の健康に関する自己管理ができるよう支援している。</p>                                       |  |          |
|  | <p>② A31 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している</p> | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>春と秋の年2回、定期健康診断を実施している。<br/>更に28年度より、阪南病院による施設への定期往診が実現され、食物アレルギーのある子どもや発育の遅れている子ども等、健康上特別な配慮を要する子どもについては、看護師2名による日頃の傾注と共に、阪南病院の施設往診時に、服薬・薬歴の施設マニュアルに基づく定期チェックを行っている。</p> |  |          |
| <p>(7) 性に関する教育</p>   | <p>① A32 子ども年齢・発達段階に応じて、性に関する治療・教育の機会を設けている。</p>                   | <p>a</p> |
| <p>【コメント】<br/>子どもの年齢・発達段階に応じ、性に関して学ぶための「たいせつなあなた」という施設が独自で制作した、性トラブル防止プログラムを実施している。</p>  |  |          |

|  |     |
|--|-----|
| (8) 行動上の問題及び問題状況への対応   |     |
| ① A33 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。   | a   |
| 【コメント】<br>日常的にCSPトレーニングを実施しており、子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。  |     |
| ② A34 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。  | a   |
| 【コメント】<br>施設内での子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体では徹底されているが、施設領域を超えた小中学校内でのいじめ等の問題行動の対応については、学校、児童相談所、施設による三位一体かつ横断的な対策と対応が望まれる、今後の課題である。   |     |
| ③ A35 保護者等からの強引な引取りなどの無理な要求や暴力的な行動の可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。   | a   |
| 【コメント】<br>保護者等からの強引な引き取りなどの無理な要求や暴力的な行動の可能性がある場合、児童相談所との連絡を適宜行っており、又、施設内で統一的な対応が図られるよう職員に周知されている。  |     |
| (9) 学習支援、進路支援等   |     |
| ① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。  | a   |
| 【コメント】<br>子供の学力向上（5教科）のために、通塾を積極的に導入しており、CSP研修を受講した学習塾講師によって、きめの細かい配慮と行き届いた教育サービスが提供され、学習環境は充実している。  |     |
| ② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。   | a   |
| 【コメント】<br>早い時期から子どもの進学・将来的就労を見据え、子どもの自己決定権を最大限に配慮しつつ「最善の利益」に合うよう適切な進路選択ができるよう支援している。   |     |
| ③ A38 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。  | a   |
| 【コメント】<br>施設と学校間では、児童の学校生活における様子を共有する日々の引継ぎのシステムがあり、子どもの学校内での問題行動により介入が必要な場合は、施設内でも適宜指導を行っている。<br>学校内での日常における学習過程において「つまづいた子ども」を支援する学校・施設間双方向プログラムは存在しておらず、横断的対応が求められることから、今後の課題である。 |     |
| (10) 通所による支援   |     |
| ① A39 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。  | 評価外 |
| 【コメント】   |     |



|  |   |
|--|---|
| (11) 施設と家族との信頼関係づくり  |   |
| ① A40 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。  | a |
| 【コメント】<br>個々の子どもの保護者を対象とした家族担当職員が配置され、明示されている。子ども日常生活の様子や学校、施設等の情報等を定期的に家族に伝え、又、家族の抱える課題に対しては、児童相談所と密接に連携をとり、個別具体的な支援を行っている。 |   |
| (12) 親子関係の再構築支援  |   |
| ① A41 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。   | a |
| 【コメント】<br>GSP等のプログラム実施により、家族再統合を実現している。  |   |
| (13) スーパービジョン体制  |   |
| ① A42 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。  | a |
| 【コメント】<br>スーパービジョン体制が確立され、GSP管理者による職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。   |   |